

名 称	司法書士法人 記念橋事務所
従たる事務所	511-0012 三重県桑名市参宮通12番地 TEL 0594-24-5340
業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続きについて代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行うものを代理し、若しくは補助する業務。 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関する講演会の開催、出版物の刊行その他教育及び普及の業務 11. 司法書士又は司法書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務。
設立年月日	平成17年6月1日
社員である司法書士会員の 氏名及び会員番号	廣本 泰煥（三重第 479号）
簡裁代理権を有する特定社員の 氏名及び認定番号	廣本 泰煥（第 318135号）
使用人である司法書士会員の 氏名及び会員番号	
主たる事務所	名古屋市中区千代田三丁目1番12号 第3記念橋ビル1階

名 称	司法書士法人 富田総合事務所
主たる事務所	510-8006
	三重県四日市市東富田町19番16号
	TEL 059-364-3534
業務範囲	<p>1. 登記又は供託に関する手続について代理すること</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること</p> <p>3. 法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること</p> <p>4. 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する電磁的記録を作成すること</p> <p>5. 前各号の相談に応ずること</p> <p>6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額をこえない民事訴訟法に定められた訴訟手続（一部の上訴の提起、再審、一部の強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続、民事執行法に定められた少額債権執行の手続について代理すること</p> <p>7. 前号について、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること</p> <p>8. 当事者その他の関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務</p> <p>9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務</p> <p>10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>11. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務</p>
設立年月日	平成21年10月16日
社員である司法書士会員の 氏名及び会員番号	富田 常豊（三重第 194号）
	町田 泰俊（三重第 542号）
簡裁代理権を有する特定社員の 氏名及び認定番号	富田 常豊（第 1118060号）
	町田 泰俊（第 1018052号）
使用人である司法書士会員の 氏名及び会員番号	
従たる事務所	名古屋市熱田区四番一丁目16番16号

名 称	司法書士法人 いろは
主たる事務所	513-0842
	三重県鈴鹿市弓削二丁目7番21号
	TEL 059-392-7168
業務範囲	<p>(1) 登記又は供託に関する手続について代理すること</p> <p>(2) 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること(ただし、(4)に掲げる事務を除く。)</p> <p>(3) 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること</p> <p>(4) 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること</p> <p>(5) 前各号の事務について相談に応ずること</p> <p>(6) 簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続(上訴の提起(自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。)、再審及び強制執行手続を除く。)、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること</p> <p>(7) 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること</p> <p>(8) 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること</p> <p>(9) 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務</p> <p>(10) 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務</p> <p>(11) 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>(12) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務</p> <p>(13) 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務</p>
設立年月日	平成28年2月2日
社員である司法書士会員の氏名及び会員番号	佐野 弘行 (三重第 571号)
簡裁代理権を有する特定社員の氏名及び認定番号	佐野 弘行 (第 1018049号)
使用人である司法書士会員の氏名及び会員番号	豊田 博典 (三重第 593号)
従たる事務所	名古屋市中区丸の内三丁目20番5号 775日向10階1005号室

名 称	司法書士法人 伊達事務所
従たる事務所	518-0604
	三重県名張市さつき台2番町48番地
	TEL 0595-66-5600
業務範囲	<p>1. 登記又は供託に関する手続について代理すること</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること（ただし、4号に掲げる事務を除く）</p> <p>3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること</p> <p>4. 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること</p> <p>5. 前各号の事務について相談に応ずること</p> <p>6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く）、再審及び強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた小額訴訟債権執行手続について代理すること</p> <p>7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること</p> <p>8. 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること</p> <p>9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務</p> <p>10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>11. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務</p> <p>12. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務</p>
設立年月日	平成28年2月21日
社員である司法書士会員の氏名及び会員番号	村上 眞吾（三重第 557号）
簡裁代理権を有する特定社員の氏名及び認定番号	村上 眞吾（第 1112064号）
使用人である司法書士会員の氏名及び会員番号	
主たる事務所	大阪府中央区北浜一丁目9番10号

名 称	司法書士法人鈴木総合法務事務所
主たる事務所	515-0045
	三重県松阪市駅部田町1609番地8
	TEL 0598-23-4638
業務範囲	<p>1. 登記又は供託に関する手続について代理すること</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること（ただし、4号に掲げる事務を除く。）</p> <p>3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること</p> <p>4. 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること</p> <p>5. 前各号の事務について相談に応ずること</p> <p>6. 簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に参与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行手続を除く。）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること</p> <p>7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること</p> <p>8. 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること</p> <p>9. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務</p> <p>10. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務</p>
設立年月日	平成30年1月22日
社員である司法書士会員の 氏名及び会員番号	鈴木 久志（三重第 172号）
	鈴木 陽介（三重第 488号）
簡裁代理権を有する特定社員の 氏名及び認定番号	鈴木 久志（三重第 119037号）
	鈴木 陽介（三重第 518102号）
使用人である司法書士会員の 氏名及び会員番号	
従たる事務所	